

## 桑名市建設工事等における保証証書等の電子化の対応について

令和8年4月1日から、桑名市・桑名市上下水道部が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証及び（中間）前払金保証について、行政事務のDX促進及び受注者の負担軽減を目的とした保証証書の電子化（電子保証）を開始します。

### 1 電子保証について

従来、書面にて提出いただいていた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書のかわりに、インターネット上で閲覧できる仕組みです。この仕組みにより、受注者から発注者へ書面の保証証書の提出が不要となります。なお、従来通り、書面での提出も可能です。

詳しくはこちら（<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>）をご参照下さい。

### 2 電子保証の対象となる取扱保証機関

- ・東日本建設業保証株式会社
- ・西日本建設業保証株式会社
- ・北海道建設業信用保証株式会社

### 3 電子保証の利用方法

電子保証を利用する場合は、あらかじめ上記取扱保証機関にお問い合わせください。

### 4 電子保証の適用案件

令和8年4月1日以降に当初契約を行う案件から適用します。

### 5 電子保証の提出方法

#### (1) 契約保証

保証機関から発行された「保証契約番号」と「認証キー（PDF ファイル）」を、契約書を窓口にお持ちいただく前に必ず**契約担当課**へ電子メールにて送信してください。

メールアドレス： keiyakum@city.kuwana.lg.jp 【総務部契約監理課】

kikakusm@city.kuwana.lg.jp 【上下水道部企画総務課】

## (2) 前払金保証

保証機関から発行された「保証契約番号」と「認証キー（PDF ファイル）」を、前払金請求書を窓口にお持ちいただく前に必ず**工事担当課**へ電子メールにて送信してください。

**メールアドレスは工事担当課に確認してください。**

## 6 電子メール送信時の注意事項

### (1) メールの件名

件名の先頭に【電子保証】と記載し、契約締結日、公告番号を件名としてください。

(例)【電子保証】令和8年5月1日 公告第〇〇-〇〇号

### (2) メール本文

次の事項をメール本文に記載してください。

- ①受注者
- ②担当者氏名・連絡先
- ③工事（業務）名
- ④保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）

(例) ①〇〇建設株式会社

- ②桑名 太郎・0594-24-〇〇〇〇
- ③市道●●線道路改良工事
- ④前払金保証・契約保証

### (3) メール到達確認

契約関連事務の円滑な手続きのため、メール送信後に**到達確認の電話**を必ず行ってください。

※電子保証の流れ（イメージ図）

